主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田中利美の上告理由一、三について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する事実の認定を非難するものであって、採用することができない。

同二について

特定の金銭債権のうちの一部が訴訟上請求されているいわゆる一部請求の事件に おいて、被告から相殺の抗弁が提出されてそれが理由がある場合には、まず、当該 債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原 告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存 額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである。けだし、一部請求 は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては 請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で 減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又 は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決するこ とは、一部請求を認める趣旨に反するからである。

そして、一部請求において、確定判決の既判力は、当該債権の訴訟上請求されなかった残部の存否には及ばないとすること判例であり(最高裁昭和三五年(オ)第三五九号同三七年八月一〇日第二小法廷判決・民集一六巻八号一七二〇頁)、相殺の抗弁により自働債権の存否について既判力が生ずるのは、請求の範囲に対して「相殺ヲ以テ対抗シタル額」に限られるから、当該債権の総額から自働債権の額を控

除した結果残存額が一部請求の額を超えるときは、一部請求の額を超える範囲の自 働債権の存否については既判力を生じない。したがって、一部請求を認容した第一 審判決に対し、被告のみが控訴し、控訴審において新たに主張された相殺の抗弁が 理由がある場合に、控訴審において、まず当該債権の総額を確定し、その額から自 働債権の額を控除した残存額が第一審で認容された一部請求の額を超えるとして控 訴を棄却しても、不利益変更禁止の原則に反するものではない。

そうすると、原審の適法に確定した事実関係の下において、被上告人の請求債権の総額を第一審の認定額を超えて確定し、その上で上告人が原審において新たに主張した相殺の自働債権の額を請求債権の総額から控除し、その残存額が第一審判決の認容額を超えるとして上告人の控訴を棄却した原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	大	野	正	男
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	<b>太</b> 隹
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	屋	崎	行	信